

## 陳情一覧表

令和3年10月盛岡市議会臨時会（令和3年10月26日）

受理番号	受理年月日	陳情の要旨	提出者
12	R 3.10.6	「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書」の採択を求める陳情	[REDACTED]

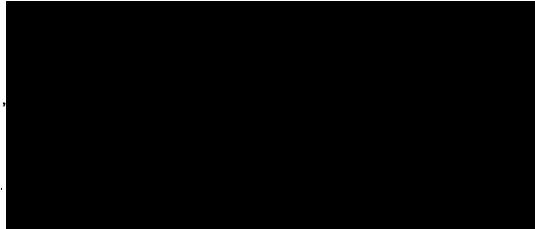
# 陳情第 12 号



## 陳 情 書

2021年10月4日

盛岡市議会 議長 殿



「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書」の採択を求める陳情

### 【陳情趣旨】

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

の2点を盛り込んだ「人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書」を議会において採択し、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されることをお願いします。

### 【陳情理由】

遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の具志堅隆松氏らの活動の結果、沖縄県辺野古・大浦湾海域の埋め立てのため、沖縄島南部から採取した土砂を使用する計画があることが明らかになりました。

沖縄島南部は沖縄戦の激戦地であり、悲惨な地上戦の犠牲になった沖縄の住民のみならず、全国から召集された日本兵、朝鮮半島出身者、米兵など、様々な背景の戦没者遺骨が現在も「染み込んだ」状態になっていると指摘されています。具志堅氏によると、そうした場所での戦没者遺骨収集は全く未完の状態です。

2016年、国会において、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が超党派の議員立法により全会一致で成立しました。同法には、「戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていな

いことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにする」との目的を記しており、2024年までを「集中実施期間」と指定しています。

戦没者の遺骨収集が今も続く沖縄島南部からの土砂採取を計画することは、同法成立により国会で示された戦没者とその遺族の尊厳の尊重を求める民意への裏切りであり、人道上許容できるものではありません。また、全会一致で成立した法律に反する計画を進めることは、民主主義・立憲主義の蹂躪でもあります。

沖縄戦では、日本全国から召集された日本兵が「沖縄守備軍」として沖縄に駐屯しました。2021年6月現在、685名の岩手県出身者が沖縄戦犠牲者として平和の礎に刻銘されています。

さらに、盛岡市が友好都市関係を結ぶ沖縄県うるま市は、既に沖縄島南部からの土砂採取中止を国に求める意見書を可決しています。人道上の問題に共に抗議の声を上げることは、友好都市関係を結ぶうるま市との繋がりをさらに深めることになるのではないでしょうか。

以上の趣旨から、辺野古基地建設の賛否に関わらず、人道主義・民主主義・立憲主義的見地から、以下の事項を陳情します。

#### 【添付書類】

1. 沖縄県議会において全会一致で採択された「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」
2. うるま市議会において可決された「沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書」

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の靈を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
  - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月15日

沖縄県議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て

## 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書

沖縄戦は、日本国において唯一県民を総動員して悲惨な地上戦が行われ、多くの県民と日本兵、米兵等を合わせて20万人余の尊い命が失われた。

1972年の本土復帰に伴い、糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた方の氏名が刻印されている。

激戦地となった南部地域や近隣市町村では、終戦後生き残った県民は、いち早く犠牲者の遺骨を収集し、御靈を弔ってきたが、戦後76年を経過した今日、戦没者の遺骨収集は戦没者遺骨収集情報センターを中心に、沖縄戦没者遺骨収集ボランティア団体等により、継続的に行われている。

更に、収集された遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族のもとへ遺骨をお返しする取り組みも実施されている。

このような状況下において、沖縄戦で犠牲となられた戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用することは、故人やご遺族並びに市民、沖縄県民の思いを考えると人道上問題であり、これは、恒久の平和を希求する市民や沖縄県民の意に反する行為であり、決して容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、遺族と市民、県民の心情に寄り添い、政府に対して下記の件について強く求める。

### 記

- 1 戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の歴史及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の目的に鑑み、日本政府が責任を持って戦没者の遺骨収集を確実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

沖縄県うるま市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣  
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣